

令和6年4月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和6年4月23日（火）

午前9時30分から

場所：伊勢原市役所 3階 第3委員会室

開 会

議 事

日程第 1 前回議事録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第17号 令和6年度伊勢原市教育委員会点検評価について

日程第 4 議案第18号 伊勢原市文化財保護条例に基づく指定について

【非公開予定：議案第19号～第20号】

日程第 5 議案第19号 伊勢原市学校運営協議会委員の委嘱について

日程第 6 議案第20号 伊勢原市教育支援委員会委員の委嘱について

その他

閉会

市議会3月定例会 教育委員会関連総括質疑の概要

【総括質疑】令和6年3月6日(水)

No.	質問者	答弁の概要
1	越水 崇史 議員 (発言順位1番)	<p>1 総論</p> <p>〈再質問〉 [大山部長答弁]</p> <p>(4) 第6次総合計画の実施計画改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>学校施設個別施設計画の取り組み内容と令和6年度の計画について</u> (教育総務課施設担当) <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設個別施設計画の取り組み内容と令和6年度の計画につきましては、計画の進捗管理に取り組むとともに、比々多小学校体育館と中沢中学校校舎の屋上・外壁等の改修工事を実施することとしています。 ○ なお、比々多小学校体育館と中沢中学校校舎の改修工事につきましては、工事の規模等から、 ○ 令和6年度、令和7年度、2か年の継続事業として実施する予定です。 ● <u>令和7年度の公会計化に向けた具体的なスケジュール、給食費無償化についての本市の考え方について</u> (学校教育課) <ul style="list-style-type: none"> ○ 公会計化に向けて、夏頃を目途に給食費等徴収管理システムを契約し、システムの構築を開始します。 ○ 9月定例会に、仮称・給食費管理条例の上程、秋頃から保護者に対し、お知らせや口座振替依頼書等の送付、回収を行った後、年明け頃から口座情報の入力等を行い、令和7年4月から公会計化を導入する予定です。 ○ なお、教職員の負担軽減を図るため、給食費の外に、教材費等の学校徴収金も管理システムを活用し、公会計化する予定です。 ○ 給食費の無償化についての本市の考え方は、学校給食費の保護者負担のあり方は、まずは、国において検討すべき課題であると認識しており、当面、学校教育法に則り、給食費を児童生徒の保護者に負担いただくことを基本としていきたいと考えています。 ○ 今後は、少子化対策を充実するとしている国の動向、また、近隣市の給食費無償化の動きも注視していきたいと考えています。

No.	質問者	答弁の概要
2	安藤 玄一 議員 (発言順位2番)	<p>3 歳出について</p> <p>[市長答弁]</p> <p>(2) 社会福祉の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>教育施設について</u> (教育総務課施設担当) ○ 学校施設については、比々多小学校体育館及び中沢中学校校舎の屋根及び外壁等の改修工事を行います。
3	今野 康敏 議員 (発言順位3番)	<p>1 総論</p> <p>[市長答弁]</p> <p>(1) 令和6年度施政方針並びに予算編成大綱について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>市立小中学校の在り方検討に係る課題認識について</u> (教育総務課) ○ 次に、市立小中学校の在り方検討に関する課題認識について、お答えします。 ○ 少子化の影響によりまして、市内の小中学校におきましても児童生徒数の減少が続いている。 ○ こうした傾向は、中長期的にも継続することが見込まれており、学級数の減少や施設の老朽化等の学校教育や施設に関する諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されています。 ○ こうしたことから、将来にわたり、本市の教育条件の維持と改善等を図るため、学校が担う様々な役割等にも留意しながら、小中学校の適正な規模や配置に係る検討を行うとともに、学校施設の個別課題への対応等に取り組む必要があると認識しています。
4	岸 圭介 議員 (発言順位6番)	<p>2 歳出について</p> <p>[市長答弁]</p> <p>(1) <u>重点事業のうちの、子育て・教育分野について</u> (教育総務課、図書館・子ども科学館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育分野における施策「教育環境整備」におきまして、新規事業である「市立小中学校 在り方検討事業」に取り組みます。 ○ 少子化の影響により、市内の小中学校におきましても児童・生徒数の減少が続くなど、学校教育を取り巻く環境

	<p>が、大きく変化しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 同事業では、本市の教育条件の維持と改善等を図るため、小中学校の適正な規模や 配置に係る検討を行うとともに、学校施設の個別課題への対応等に取り組んでまいりたいと、考えています。 ○ また、「生涯学習」の施策に掲げる「電子図書館運営事業」におきましては、「一般向けコンテンツ」の充実を図るとともに、「児童向けコンテンツ」では、同時に複数のログインが可能な「読み放題コンテンツ」を提供することで、読みたい時に、いつでも読書することのできる環境を整えてまいりたいと考えています。 <p>〈追加〉</p> <p>[大山部長答弁]</p> <p>(1) <u>重点事業のうちの、子育て・教育分野について</u> (教育総務課、図書館・子ども科学館)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育分野の施設・設備関連以外の重点事業におきまして、新規及び特に充実を図った事業の予算額について、お答えします。 ○ 「市立小中学校在り方検討事業」につきましては、1,400万円を、「電子図書館運営事業」につきましては、438万7千円を、それぞれ予算計上いたしました。 <p>〈再質問〉</p> <p>[大山部長答弁]</p> <p>● <u>重点事業に係る予算は、必要な金額の何%くらいが予算に入れられたのか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まず、「市立小中学校在り方検討事業」につきましては、令和6年度に計画する「適正規模・適正配置に関する基本方針の策定」等、事業推進に必要となる予算額を計上しております。 ○ また、「電子図書館運営事業」につきましても、電子書籍コンテンツの充実等、事業推進に必要となる予算額を、計画的に計上しております。
--	---

市議会3月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】

No.	質問者	答弁の概要
1	大垣 真一 議員 (1日目1番)	<p>発言の主題1 災害から市民を守るために (教育総務課施設担当)</p> <p><u>(4) 避難所等での生活支援について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>50年以上経過した学校の壁や天井、上下水道等、震度7に耐え、避難所として役割を果たすかについて</u> ○ 市内小中学校の校舎及び体育館の構造躯体の耐震性については、全ての施設が現在の耐震基準を満たしています。 ○ 天井や壁、設備機器などの非構造部材につきましては、ひび割れや錆等の劣化状況を年1回点検するとともに、各学校において、施設や備品等の安全点検を定期的に行い、必要な修繕を実施しています。 <p><u>● 妊婦、幼児、高齢者等が安心して利用できる洋式トイレの整備について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内小中学校の体育館のトイレ改修は、学校施設個別施設計画に基づき進めており、近年では令和4年度に高部屋小学校体育館、令和5年度に緑台小学校体育館のトイレ改修工事を実施しました。 ○ 令和5年度末、体育館の洋式化率は、和便器を洋便器に替える個別修繕を含めると、小学校が約71%、中学校が約48%、小中学校全体で約64%であり、校舎の令和5年度末の洋式化率約67%とほぼ同じペースで進めています。 ○ 今後、学校トイレのリニューアルに際しましては、更なる洋式化率の向上と、高齢者や足の不自由な方等のだれもが利用しやすい、「みんなのトイレ」の整備に努めたいと考えています。
2	今野 康敏 議員 (1日目2番)	<p>発言の主題2 G I G Aスクール構想の現状とさらなる推進について (教育指導課)</p> <p><u>(1) G I G Aスクール構想の現状と課題について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和5年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査の「5年生（中学校においては2年生）までに受けた授業で、PCタブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたか」という質問において、「週3回以上」と回答した本市の児童・生徒の割合が、小学校では65.1%、中学校では58.9%

	<p>となっています。これは全国平均を上回っている状況です。小学校において活用率は昨年度より上昇しており、中学校においては引き続き高い割合が維持されています。本市教職員の ICT 活用への積極的な取組の成果としてとらえています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ また、昨年の 10 月 27 日（金）には令和 3・4・5 年度伊勢原市教育委員会研究指定校の成瀬中学校において研究成果報告会が行われました。成瀬中学校は「ICT 機器を活用し、生徒が自ら課題を見出し、解決する力を育む～生徒の主体的、対話的で深い学び～」を研究テーマとし、3 年間の研究に取り組んできました。例えばインターネットを活用し調べ学習への主体的な取組みを促す実践、デジタルホワイトボードを用いて活発な意見交換を促す実践、録画機能を用いてお手本と生徒自身の動きを見比べ気づきを促す実践、学習支援ソフトを介して作品の相互評価を行い自身のよさや課題への気づきを促す実践、クラウド機能を活用して活動の記録をアーカイブしていく実践等、1 人 1 台端末の日常的かつ各教科の資質能力を育む活用に資する実践等数多く取り組んでいます。当日はそのような実践を授業公開するとともに、3 年間の研究成果と課題を参加者と共有することで、1 人 1 台端末をはじめとした ICT 機器活用の推進を図ることができました。 ○ また、児童生徒に資質能力を育む活用方法についての研修も進めています。今年度は「1 人 1 台端末を活用した授業づくり」というテーマで各校にてワークショップ形式の研修を行っています。活用率が高くなってきたからこそ、ICT 機器の使い方だけでなく、それらを活用してどのような学習を計画・実施し、どのような資質能力を児童生徒に育むのかを意識した授業づくりを推進していきたいと考えています。 ○ 現在の大きな課題は 1 人 1 台端末の修繕費用です。児童生徒の使用頻度が上がると、事故の頻度も上がると考えています。各学校において児童生徒への安全な使用についての指導を継続して行っていますが、2 月現在の故障率は小学校で 1.8 %、中学校で 2.4 % となっています。本市の児童生徒は端末を丁寧に扱っているので、故障率は低いですが、導入から 3 年経ち、一台あたりの修繕費は上昇傾向にあります。また、バッテリーやキーボードの消耗等も見られ、修繕費をいかにおさえていくか、今後の対応について検討中です。修繕費がネックとなり児童生徒の使用控えが起きないようにするとともに、いかに修繕費用を捻出するかが課題となっています。 <p>(2) 多様な児童生徒の学びの保障について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校傾向の児童については、学習支援ソフトを通じて課題を配付・回収したり、ビデオ会議用アプリを使用して担任等とのやりとりを行ったり、教室や授業の様子を伝えたりするなどの事例が報告されています。 ○ 特別支援においては、発表の苦手な子が事前に動画を撮影しそれを流す形で発表会に参加したり、別室登校の児童生徒がビデオ会議アプリをとおして活動に参加したりするなどの事例が報告されています。
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病気療養の児童生徒においては、入院中の児童とビデオ会議アプリを通じて学級の児童が交流した等の事例報告もあります。また、東海大学病院の院内学級においても、市内小中学校と同様の環境で1人1台端末が利用できるよう設定しており、学習に活用しています。 ○ 外国につながりのある児童生徒においては、翻訳アプリをとおして言語コミュニケーションを図ったり、教科書やプリントの翻訳をしたりして学習を進める等の事例が報告されています。 ○ このように多様な自動詞綴との事情や特性に応じた支援については、当該児童生徒に一律に行うものではなく、児童生徒の実態や個別の教育計画、保護者のニーズや理解等に基づき、それぞれ個別的に行われるものと考えています。ICTを活用することで、より一層子どもたち一人一人の学びを保障していきたいと考えています。 <p>(3) 一人一台端末の更新にかかる予算の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 更新にかかる費用については、児童生徒数分の端末の3分の2を、一台あたり5万5千円の補助が予定されています。また、児童生徒数の15%にあたる台数も予備機として同額の5万5千円が補助される予定です。 ○ 一方、補助をうけるためには教職員機を整備する必要がありますが、教職員機については補助対象ではありません。 ○ また、端末は県域での共同調達が原則となっており、共同調達に参加することも補助要件となっています。今後共同調達参加自治体にて会議等を設け、参加自治体の意見等を調整しながら端末の仕様や搭載ソフト等が決定されることと思われます。本市においても、教職員等の意見を聞きながらGIGA端末の導入からこれまでの成果と課題等を整理し、意見反映されるよう県の会議等に臨んでいきます。 ○ また、費用等の全体像が見えてくる中で、関係各課と緊密に連携しながら、確実な更新に向けて対応を進めていきます。 <p><再質問></p> <p>● <u>デジタル教科書をどのように着実に導入、有効活用していくのか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年度から、全ての小学校5年生から中学校3年生の英語を対象として、これまでの紙の教科書に加えて、学習者用デジタル教科書が導入されます。 ○ 学習者用デジタル教科書は、紙の教科書と同一の内容をデジタル化したもので、国のGIGAスクール構想により導入された1人1台端末で使用することができます。 ○ 本市におきましては、学習者用デジタル教科書の着実な導入と有効活用のために、これまで、国の学習者用デジタル教科書実証事業に参加して参りました。 ○ その中で、デジタル化ならではの特長、例えば英語では、児童生徒が教科書の文章を自分に合った文字の大きさにしたり、自分に合った速さで文章を音声読み上げしたりして理解が深まったとの声がございました。
--	---

	<p>○ このような実践事例を各小中学校の情報教育担当者の連絡会等にて情報共有をしたり、先進地域の活用事例等を情報共有したりするとともに、ICT支援員を学校に派遣し、登録作業や授業での活用のサポートを進めています。</p> <p>● <u>課題への対応状況について</u></p> <p>○ 成瀬中学校における研究成果の共有や、今年度実施している1人1台端末を活用した授業づくりに関する研修は、教職員間や学校間のICT活用格差を解消するための一つの取組と捉えています。</p> <p>○ また、各校の情報担当者が参加する情報教育推進連絡会等では、教育指導課から情報提供を行うと共に、各校の状況等を共有する時間を設けるよう取組みました。各校の取組を共有することで、好事例が他校に広がる等の成果が見られます。各校のICT担当からは、各校にて実践を共有する時間を設けたり、研修会を開いたりしてICT活用推進を図っているとの報告を多数受けています。</p> <p>○ そのような取組の成果が、令和5年度全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙調査の小学校での肯定的な回答の上昇が見られたこと、中学校では引き続き肯定的な回答の割合が高いことにつながっていると考えています。</p> <p>○ このことから、学校間及び教職員間のICT活用に関する格差は、着実に改善していると捉えています。</p> <p>○ 教育委員会として、有害サイトや違法ダウンロード等が生じないよう、セキュリティ等に関する設定を保守業者と連携しつつ管理しています。本市においてはダウンロード制限やアクセス制限等を厳しい基準で設定しています。学習活動での利用等に不都合な場面等も時折報告がありますが、児童生徒の安全を守ると言う点で、教職員の理解を得ながら設定しています。</p> <p>○ また、例えば児童生徒にはチャットアプリや電子メールの使用について制限をしていたり、学習支援ソフトの運用に関するルールを設定したりしており、児童生徒同士のコミュニケーション等によるトラブル等が生じない又は生じた際に適切に把握できるようにしています。以上のように、まずは児童生徒が利用するにあたって安全な環境を整えることができるよう取組んでいます。</p> <p>○ その上で、情報モラルや情報セキュリティについて、児童生徒の実態に応じ、各教科に関する学習等と関連させながら各校にて適宜指導しています。先述したように、各校のICT担当の情報共有の中で、情報モラルやリテラシーに関する実践の共有等も図られており、児童生徒の実態に応じた指導計画の作成等の事例も報告されています。引き続き各校での指導の充実を図っていきます。</p> <p>○ また、これまでの1人1台端末の活用に関するガイドラインを次年度、学校及び保護者に周知できるよう準備を進めています。ガイドラインを示すことで学校の取組を推進すると共に、保護者とも1人1台端末等の利用に関して方向性を共有することで、より一層安全、安心に配慮しながら活用を図っていきたいと考えています。</p>
--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康被害についてはその後情報収集に努めていますが、具体的な事例の報告等がない状況です。端末利用時の姿勢や、30分に1回は20秒以上画面から目を離す等、引き続き健康に配慮した利用及び指導を行っています。また、先述したガイドライン等においても、健康に留意した使用方法について周知を図っていきます。 ○ 1人1台端末の更新、つまりNEXT GIGAに関しても徐々に動きが出てきています。その中で、健康面への配慮事項等が示されたり、県内各自治体との更新に向けての情報交換等の中で健康への配慮等について取り上げられたりすることが予想されます。 ○ 健康面への配慮をしつつ、一層の活用を図る方針のなかで、教育委員会として積極的に情報情報収集に努めると共に、適宜対応していきたいと考えています。 <p>● <u>オンライン授業を積極的に推進した事例について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 先程述べましたように、不登校傾向の児童生徒や病気療養中の児童生徒にビデオ会議用アプリを使用して授業や教室の様子を伝える等の事例を把握しています。 ○ また、小規模校において児童のより一層のコミュニケーションの充実を図るため、平塚市立土屋小学校と大山小学校にて、ビデオ会議用アプリ等を用いて、児童の交流を行っています。土屋小学校は音楽会のリハーサルの様子を、大山小学校は大山能の紹介を、それぞれビデオ会議用アプリを通じて見合う等の交流の報告を受けています。
No.	質問者	答弁の概要
3	長嶋 一樹 議員 (1日目4番)	<p>発言の主題1 小中学校施設の改修状況について (教育総務課施設担当)</p> <p>(1) 施設の改修状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年の改修状況は、令和4年度に竹園小学校校舎及び高部屋小学校1期校舎と体育館のトイレ改修工事を行い、令和5年度に山王中学校1期校舎及び緑台小学校校舎2、3階と体育館のトイレ改修工事を完了しています。 ○ 来年度につきましては、緑台小学校校舎1、4階のトイレ改修工事と比々多小学校体育館の中規模改修工事、中沢中学校校舎の屋上・外壁の改修工事を予定しています。 ○ なお、比々多小学校体育館中規模改修工事と中沢中学校校舎屋上・外壁改修工事につきましては、工事の規模等から令和6年度、令和7年度、2か年の継続事業として実施することとしています。 <p>(2) 児童・生徒数の将来推計を踏まえた学校施設の改修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国においては、小中学校の学級数の標準を原則、12学級以上18学級以下としており、令和5年4月時点における11学級以下のいわゆる小規模校は、本市においては、大山小学校と中沢中学校の2校となっています。 ○ こうした中、本市におきましても、中長期的には児童生徒

	<p>数の更なる減少や小規模校の増加が見込まれており、学校の小規模化等に伴う諸課題が、これまで以上に顕在化することが懸念されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ こうしたことから、将来にわたり教育水準を維持し、教育条件の改善等を図るため、児童生徒の保護者をはじめ、地域住民の十分な理解を得るとともに、学校が担う地域コミュニティの核施設としての役割等にも留意しながら、小中学校の適正な規模や配置に係る検討を行う必要があると認識しています。 ○ 具体的には、小中学校の適正規模・適正配置に係る基本方針を令和6年度から令和7年度の2カ年で整理し、その後、適正規模・適正配置の方策を講ずる必要がある学校について、具体的な取組等に係る検討を進めたいと考えています。 ○ 限られた財源の中で、本市の将来を担う児童生徒等により良い教育環境を整えるため、今後の学校施設の整備・改修にあたりましては、議員ご指摘のように、児童・生徒数の将来推計を踏まえるとともに、適正規模・適正配置の議論や方針等との整合を図りながら、推進する必要があるものと認識しています。 <p><再質問></p> <p>● <u>トイレ改修の内容及び洋式化率について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改修工事は、老朽化が進んでおります校舎、体育館のトイレ改修工事を実施しました。 ○ 改修内容は、便器の洋式化と内壁や天井等のリニューアル及び配管類の交換でございます。なお、改修工事でリニューアルいたしました洋式便器の数は、令和4年度に実施しました竹園小学校の校舎が18基、高部屋小学校1期校舎が18基、体育館が4基、令和5年度に実施しました緑台小学校の校舎が18基、体育館は新たに設置するみんなのトイレを含めて4基、山王中学校は15基となります。 ○ 改修工事を踏まえたトイレの洋式化率は、令和6年2月時点の市内小中学校校舎のトイレの洋式化率は、小学校が約68%、中学校が約64%、小中学校全体では約67%となっています。 <p>● <u>中規模改修や外壁改修による児童生徒の生活環境への影響について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 改修工事は、児童生徒の学校生活に影響が出ないよう、工事を実施する際には、学校と調整しながら、改修エリアや資機材を搬入する経路等を区画するなど、児童生徒が生活する場所と明確に区切ることで、安全の確保を図りたいと考えています。 ○ 比々多小学校体育館の中規模改修は、工事期間中「使用禁止」となりますが、中沢中学校の屋上・外壁改修工事につきましては、通常どおり校舎を使用する中で工事を行うことから、南面の外壁から施工するなど施工方法等を検討し、児童生徒の生活環境に配慮した改修工事を進めたいと考えています。
--	--

	<p>● <u>適正規模・適正配置の基本方針策定にあたっての考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育を取り巻く環境が大きく変化する中、適正規模・適正配置の検討は、各小中学校の規模の議論のみならず、全市的な視点から本市の学校教育の目標（教育振興基本計画基本理念等）をより良く実現するために、行われるべきであると認識しています。 ○ 適正規模・適正配置に係る基本方針策定にあたりましては、より良い教育環境の整備と教育の「質」の維持・向上等を図るため、①児童生徒の教育条件の改善の視点、②児童生徒の状況に応じた教育機会確保の視点、③学校施設の最適化の視点、④更には、学校が担う多様な機能を踏まえ、地域コミュニティーの核としての視点等にも配慮しながら、取り組みたいと考えます。 <p>● <u>適正規模・適正配置の基本方針策定における検討内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校の適正規模・適正配置の基本方針の策定にあたりましては、学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方を整理し、学級数や通学条件等から本市における適正規模・適正配置の基準を検討する必要があると考えます。 ○ さらには、適正規模・適正配置を実現するための、①通学区域の変更や②学校の統合、③小中一貫教育制度の導入等の様々な方策や、当該方策の進め方の基準等につきましても、府内外の検討体制を整え、多角的に検討したいと考えています。 <p>● <u>学校施設改修におけるプール及び給食室の整備について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校プールは、老朽化が進んでいること、夏期期間中に利用が限定されること、改修や更新に多額の財政支出が見込まれることなどから、令和6年、令和7年の2カ年で検討を予定している「小中学校の適正規模・適正配置の基本方針」と平行して、個別施設計画の中で水泳授業の在り方や民間プールの活用などを含め、学校プールの在り方の方針決定に向け、検討を進めたいと考えております。 ○ 給食室は、安全安心な学校給食の提供を行うため、自校式やセンター方式など提供方法を含め、学校プールと同様に、「小中学校の適正規模・適正配置の基本方針」と平行して、個別施設計画の中で、学校給食施設の在り方の方針決定に向け、検討を進めたいと考えております。 <p>● <u>公民館等との複合化について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校施設個別施設計画では、施設の老朽化への対応や学習・生活環境の変化への対応、さらに、地域拠点としての整備など、学校施設の整備における諸課題を踏まえて、学校施設の目指すべき姿を整理しております。 ○ 公民館等他の公共施設との複合化・共用化につきましては、学校施設を取り巻く環境の変化に適切に対応し、計画的な維持管理と施設整備が図れるよう、公民館等との複合化・
--	---

	<p>共用化を含めた施設整備の検討を行いたいと考えています。</p> <h3>発言の主題2 学校教育の現状と課題について</h3> <p>(1) 教育相談について (教育センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育センターでは、教育相談事業として、まず、来所・電話・訪問による相談を受けています。市内在住の主に小中学生本人及び保護者の方を対象とした相談で、不登校や発達に関すること、子どもの理解と対応など、子どもの教育に関する相談に、心理の専門相談員が応じています。 ○ また、中学校には、神奈川県よりスクールカウンセラーが3校には週2回、1校には週1回配置されています。小学校には、教育センターの教育相談員をスクールカウンセラーとして配置しています。令和4年度よりそれまで年間15日だった配置日数を年間30日に増やしました。学校生活に関することなどについて、保護者や児童生徒本人、教職員等の相談を受けたり、よりよい関わり方や環境の調整について、アドバイスしたりしています。 ○ スクールカウンセラーを配置することで、相談を受けるだけでなく、心理的側面からの児童生徒の諸問題を早期発見し、早期対応や未然防止につなげるなど、学校や関係部署、および関係機関と連携した取組を行うことができています。 ○ また、今日の多様化する相談内容に対応するため、スクールソーシャルワーカーも配置し、学校との協働により、児童生徒の課題解決を福祉的側面からはかる取組も行っています。具体的には、市スクールソーシャルワーカーを2名、県スクールソーシャルワーカーを2名配置し、定期的に学校を訪問しています。 ○ 伊勢原市独自の取組として、支援教育コーディネーターによる学校支援も実施しています。学校が抱える諸問題に寄り添いながら、ソーシャルワークや特別支援の視点から児童生徒や保護者への関わり方や学校内の支援体制作りについて共に考える役割を担っています。 ○ 教育相談員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと学校との連携した取組により、教育・心理・福祉の多面的な視点から子どもやその家庭への支援を実施しています。 <p><再質問></p> <p>● <u>どのくらい相談があるのか、また、どのような相談があるのかについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育センターにおける来所・電話・訪問による相談では、年間延べ回数で2,000回以上の相談があります。令和4年度は、2,171回の相談がありました。令和5年度は、12月末時点で1,650回を超えており、これは令和4年度を上回るペースとなっております。 ○ 学校におけるスクールカウンセラーの相談回数は、小中学校合計で令和4年度が延べ5,329回となっており、令和5年度は12月末時点で約3,600回となっています。令和4年度から小学校スクールカウンセラーの配置日数を2
--	--

	<p>倍にしたことにより、相談延べ回数も約2倍へと増加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談の内容は、不登校や登校しぶりに関する相談が一番多くなっています。次に多いのは、発達に関する相談です。その他に、友人関係や、家庭環境に関する相談、進路等に関する相談もあります。 <p>● <u>教職員の悩みや相談については、どのような形で対応しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもたちへの支援の仕方や、発達の課題への対応の仕方などについては、スクールカウンセラーが相談を受けることもあります。また、不登校児童生徒への対応の仕方、支援体制の作り方、保護者への関わり方など様々な児童生徒に関わることについて、教育センターで相談を受け、必要に応じて教育相談員やスクールソーシャルワーカー、支援教育コーディネーター等で対応することもあります。教育センター職員が学校でのケース会議に参加し、アドバイスしたり、対応の方針を共に考えたりするなど、学校の教職員と連携することで教職員の悩みを軽減したり、課題の解決につなげたりすることができます。 <p>(2) <u>スクールロイヤーの活用状況について</u> (教育指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ スクールロイヤーの活用状況についてお答えします。いじめや不登校、過度なクレーム等、学校現場には突発的な事案が発生する可能性があります。今年度においてもさまざまな事案が発生しています。 ○ 今年度、現時点までの活用状況としましては、法務相談件数11件ほか、弁護士による学校訪問や管理職向けの研修会を開催しています。 ○ 法務相談については、児童生徒・保護者のトラブルや怪我に関すること、集金の未納等の金銭トラブルに関すること、情報開示に関すること等多岐にわたりました。早期対応を迫られる事案もあり、スクールロイヤーに依頼をすることで、判断に迷うような場面も、各学校が迅速に早期対応・解決を図る手立てにつながっています。 ○ 研修会については、スクールロイヤーを講師に、「スクールロイヤーから見た学校現場における課題」をテーマにして具体的ないくつかの事案から、法的な見地や教育的な配慮等の講義がございました。受講した管理職からは、学校が直面する多様な課題等に対応するために、法律、法的根拠を知っておく必要性を改めて感じた等の感想がありました。 <p>(3) <u>小中一貫校について</u> (教育指導課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 二宮町では、令和5年4月より、施設分離型小中一貫教育として「にのみや学園」を始めたと承知しています。 ○ 神奈川県の小中一貫教育は、必ずしも施設が一つである必要はなく、「小・中学校が、同じ教育目標のもと、めざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した系統的な教育課程を編成し、それに基づき行う教育」であると認識しています。
--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 小中学校の教職員が同じ教育目標を共有し、9年間を見通した子どもの発達段階を踏まえた教育が行われることにより、少子化の進行やいわゆる中1ギャップ等の課題を解決するための一つの方策として有効であると考えています。 ○ 本市においても、学校教育をとりまく環境変化等を鑑み、今後的小中学校の在り方については、小中一貫教育も課題の一つと捉え検討してまいりたいと考えています。 ○ 現時点では、それぞれの中学校区で行ってきた小中学校ブロックの交流会や情報交換会、教育センター主催の地域教育機関等連絡協議会等の取組を継続し、引き続き小中連携の取組を進めるとともに、他自治体の取組について情報収集していきます。 <p><再質問></p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>小中学校の適正規模適正配置の議論の場では、小中一貫教育についても、施設のことだけでなく教育の内容としての議論をしていくのか。</u> ○ 小中学校の9年間を見通した発達段階を踏まえた教育活動を行うことにより、きめ細やかな学習指導や生活指導が実現するとともに、児童生徒の異学年での関わりを通して、他者を尊重する心が育まれるなどのメリットがあると考えています。 ○ 本市では、教育振興基本計画において「人がつながり未来を拓く学びあうまち伊勢原」という基本理念を掲げて教育施策を推進しています。この基本理念の実現に向け、小中学校の適正規模・適正配置の議論におきましても、同じ地域にある小学校と中学校の円滑な接続と連携は大切な視点になると考えています。
No.	質問者	答弁の概要
4	山田 昌紀 議員 (2日目2番)	<p>発言の主題1 図書館・子ども科学館の整備方針について (図書館・子ども科学館)</p> <p>(1) 整備方針の現状と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書館・子ども科学館は平成元年4月に開館し、本年3月末で満35年を迎えます。 ○ これまで経常的に部分修繕を行うことで施設を維持管理してまいりましたが、経年劣化による施設の老朽化は避けがたく、令和4年3月に、図書館・子ども科学館個別施設計画を策定し、計画的に長寿命化改修を実施していくこととした。 ○ 施設の現状ですが、図書館・子ども科学館は、昭和63年に建設された新耐震基準の建物ですので、耐震安全性の面では問題がありません。個別施設計画策定に先立って行われた調査では、構造躯体の健全性が損なわれていることを示す大きな劣化も見つかっていません。 ○ このため、建物の使用年数の目標を、従来の60年から引き上げ、80年使用することを目標に、段階的に整備するこ

	<p>とで、整備に係るコストを分散させる計画としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 整備にかかる基本的な順序としては、まず安全性・緊急性に応じた機能回復修繕として、直近10年を目安に、屋上・外壁修繕を行い、その後、消防設備、電気設備、給排水衛生設備、冷暖房換気設備等の更新をしていきます。 ○ このスケジュールに基づき、今年度、屋上・外壁修繕の設計を実施いたしました。屋上や外壁等の劣化は、雨水の浸み込みによってコンクリートの品質に関わるだけでなく、落下等の危険性が生じるため、構造躯体への影響や安全性に関わる部位として、劣化が進んでいる箇所の改修を優先して実施することとしています。 ○ 課題としましては、建築資材や人件費の高騰による工事費の上昇による、スケジュールの遅延、風水害等の外的要因により、劣化の度合いが想定以上に進んだ箇所が発生した場合の突発的な修繕への対応です。 ○ 今後は、スケジュールや工法の変更等、臨機応変に対応しながら、市民の利用にできるかぎり影響がないように配慮して、建物の維持管理に努めてまいります。 <p>(2) 今後の方向性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画においては、施設整備の課題として、①施設の老朽化、②改修更新経費の確保、③図書館機能の維持、④子ども科学館のあり方の検討の4点を、挙げています。 ○ 1点目の施設の老朽化、2点目の改修更新経費の確保については、先ほどの答弁のとおりです。 ○ 3点目の図書館機能の維持については、市内唯一の図書館であることから、今後も、市民の読書意欲にお応えし、子ども読書活動を推進する施設として、図書館機能を維持していく必要があるとしています。 ○ 4点目の子ども科学館は、開館以来、子どものための科学教育施設として、市内外から多くの方に利用していただくとともに、市内小学校の理科教育支援や、市外の学校からは遠足等の校外学習としてご利用いただいております。 ○ 子ども科学館のあり方についてですが、建築基準法上の用途が博物館とされているため、その活用について一定の制限があります。 ○ 博物館以外の施設として活用する場合には、用途変更に伴う改修費が発生し、用途によっては改修費用がさらに膨らむ可能性があります。 ○ 博物館としての用途以外の活用を含めた多機能化を進める場合には、行政センター地区全体の再編の中で、活用方法と改修経費をトータルで検討する必要があると考えています。 ○ こうしたことから、現時点では当面、建物の機能の維持を前提とした、必要な修繕を進めながら、子ども科学館の果してきた社会教育施設、学校教育支援施設としての役割を損なうことなく、博物館としての用途の範囲で有効な活用方法を検討しております。 ○ 例えば、伊勢原の郷土資料の展示、市が所有する絵画等の展示等、市外からの入館者も楽しんでいただけるようバラン
--	--

	<p>スを考慮しながら、工夫を凝らした運営に努めます。</p> <p><再質問></p> <p>(1) <u>伊勢原市立図書館・子ども科学館個別施設計画では、行政センター域内の施設として、災害時の運営に配慮した施設整備を行っていくものとしているが、災害時の運営とは具体的に何を想定しているのか。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 伊勢原市地域防災計画では、災害対策本部室を設置する市庁舎2C・2D会議室が被災した場合、図書館・子ども科学館を災害対策本部室の代替施設の第1順位として定めています。 ○ 代替施設として機能するために、躯体の健全性の維持のほか、電気設備や給排水衛生設備等、緊急時に必要な設備を維持することを前提とした、機能維持・回復に向けた維持修繕を進めていく必要があります。
	<p>(2) <u>入館者数の推移と展示物の老朽化等による影響について</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子ども科学館の年間入館者数は、平成元年の開館から平成30年度までの30年間の平均が、5万9000人余りです。令和2年度からは新型コロナ感染症の影響で、臨時休館や入館者数の制限によって、入館者数は減少しました。 ○ その後、制限解除に伴い、入館者は回復の傾向にあり、現状として、コロナ以前までの入館者数には届いていませんが、令和5年度は、2月末現在で3万7000人となっております。 ○ 展示物の老朽化の影響についてですが、科学はめまぐるしく変化・進歩していますが、科学の基礎、本質的な部分は変わりません。子ども科学館は基礎的な科学を学ぶことを目的とした展示物を中心に設置しており、展示物の更新による影響は少ないものと考えています。 ○ 一方で、一つ一つの展示物は老朽化が進んでいるものもあります。不具合が生じた展示物は迅速に修繕や交換等を行い、サービスの維持に努めており、大きな影響は生じていないと考えています。
	<p>(3) <u>図書館機能を維持していくのに必要なことは何か</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の読書意欲にお応えするためには、まずは、いつでも読みたい本や情報が入手できるような蔵書の充実と適切な資料管理が重要であると考えます。そのためには図書館に関する専門的な知識と経験を持った人材による図書館運営が欠かせません。 ○ また、子ども読書活動を推進するためには、身近に本がある環境づくりや、子どもの興味関心を引きつけるような読書啓発事業の実施、保護者に対して子ども読書活動の必要性を理解いただくことが必要です。 ○ 具体の取組として、タブレットで気軽に読むことができる、「いせはら電子図書館」の児童コンテンツの充実、期間中に本を100冊読んだ人を表彰する、「読書マラソン大会」の開催などを通じ、今後も子ども読書活動を推進してまいります。
	<p>(4) <u>子ども科学館が市外の学校から遠足等で選ばれるのはなぜか。</u></p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ いくつかの理由が考えられますが、大きく4点あります。 ○ 1点目として、子ども科学館は、市内の小学校の授業用投影番

		<p>組として、教育指導要領に準じた「教育用プラネタリウム番組」を所有しており、その番組を観ることを目的として、市外からも校外学習の場として利用していただいていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 2点目として、県内のプラネタリウム施設として、最も西寄りに位置しており、県西部の学校からのアクセスがよいこと、近隣施設に比べてドーム直径が大きく、収容人数が多いため団体利用がしやすいこと。 ○ 3点目として、大山登山や日向等への遠足を計画した時、雨天の代替計画として利用しやすい施設であること。 ○ 4点目として、近年の傾向として、校外学習として多く利用されている厚木市にある「神奈川県総合防災センター」と組み合わせた計画がたてやすいこと、などがあると考えています。 <p>(5) 「子ども科学館の果たしてきた社会教育施設、学校教育支援施設としての役割」とは、どのような役割か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まず、社会教育施設としては、科学の基礎を楽しく学べる施設として、保護者も一緒に遊びながら学ぶ、体験学習型の教育施設としての機能、展示物やプラネタリウムに限らず、子ども会や児童コミュニティクラブ、地域イベント等の場で、「科学実験ショー」を実施する出張科学館といった、館外の科学普及活動等を通じて、生涯学習の役割を担っています。 ○ 次に、学校教育支援施設としては、学校では実施が難しい実験やプラネタリウム観覧を、授業の一環として行う、移動教室の実施。また、夏休みには自由研究相談室を実施して、児童生徒の意欲的な研究の支援、秋には市内小中学校の優秀作品を一堂に集めた自由研究展示会の開催、さらには出張科学館として、市内学校に出向き科学実験を行う他、市内小中学校に実験器具の貸出、実験の実施についてのアドバイス等、児童生徒だけでなく教員に対する理科教育支援等も行うなど、小中学校と連携しながら様々な取組を行っています。
No.	質問者	答弁の概要
5	前田 秀資 議員 (2日目3番)	<p>発言の主題1 地域文化（資源）の活用について (社会教育課)</p> <p><u>(1) 寄贈された絵画などの取扱いは</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市では、伊勢原市にゆかりのある市内出身の芸術家を始めとして、様々な分野の芸術家、企業などの団体や芸術に造詣の深い方々等、多方面から多数の芸術作品を寄贈いただいています。 ○ 寄贈いただいた作品は、風景や人物画、抽象画などの絵画、書、さらにはモニュメント等、多岐にわたっており、現在、全体で120点あまりの芸術作品があります。 ○ こうした作品については、現在、市役所本庁舎のホールや庁舎内の各所、市民文化会館のホールや大ホールホワイエ、図書館・子ども科学館の一般図書室や情報コーナー、さらに各公民館などで、訪れた市民の方々に自由にご覧いただけるよう、展示しております。

- 絵画等の芸術作品の保管についても、専用の施設はあります
せんが、経年による劣化等を避けるため、できる限り乾燥や湿気による影響を受けないよう配慮しながら保管しています。

(2) 寄贈絵画等の展示の考え方

- 寄贈いただいた作品については、より多くの人に芸術に対する関心を持ってもらいたいとの寄贈者の思いや、本市にゆかりのある作家の芸術作品に市民に直に接していただくため、これまでも市庁舎や公民館等で展示してきましたが、特にサイズが大きい作品については入れ替えが行われず、長期間、同じ作品が展示されている、また比較的移動が容易な作品についても入れ替えが行われていない状況でした。
- 本年度、新たに寄贈を受けた作品があったことから、過去に寄贈を受けた絵画等を再整理したところ、これまであまり展示されてこなかった作品も多数、存在していることがわかりました。
- 今後、改めて絵画等の芸術作品の新たな活用方法等を工夫する必要があると考えておりますし、具体的には、現在、公民館等、公共施設に展示している絵画等を定期的にローテーションすること、これまで作者名のみ紹介していたものを、作者のプロフィールや作品の意図等のキャプションの展示、また、市内の各小中学校の美術の授業や部活動で、絵画等を直に鑑賞する、作品によっては直に触れることができる機会を設ける等、新たな活用方法も検討していくたいと考えています。

(3) 地域文化資源活用の考え方

- 本市には伊勢原ゆかりの芸術家や企業等から寄贈を受けた作品が数多くあります。
- また、芸術分野のみならず、日本遺産を形づくる有形、無形の文化財や数多くの考古資料等もあります。
- こうした様々な地域文化資源は、これまで学校教育や生涯学習の場で工夫を凝らした活用が図られてきましたが、最近では、デジタル技術の進展に伴い、例えば、仏像を3Dで計測しデジタル化・インターネットでの公開、学校教育では1人1台端末の配置とその活用等、新たな取り組みが始まっています。
- 今後はこうした取組をさらに発展させて、学校授業の場で地域文化資源をデジタルアーカイブの教材として活用すること、市が保有する数々の芸術作品をデジタルデータで紹介するなど、本市の豊富な地域文化資源の魅力の向上や活用促進に努めていきたいと考えています。
- この他、地域にはまだまだ認知されていない文化資源が残っています。こうした地域文化資源をきっかけとして、本市の魅力アップのみならず学校教育現場での活用、さらには地域文化資源の発掘と活用などの実践活動を通じた生涯学習の推進等にも繋げていけるのではないかと考えています。

No.	質問者	答弁の概要
6	勝又 澄子 議員 (3日目1番)	<p>発言の主題1 子育て世帯への支援の拡充について (学校教育課)</p> <p>(2) 子育て制度の拡充など</p> <p>イ) 就学援助制度の部活動費の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学援助制度は、学校教育法に基づき、経済的な理由によって就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して、市町村が必要な援助を与えなければならないことから実施しています。 ○ 本年度の対象者の見込みは、小学校が494人、中学校が255人で、対象者の全体に対する割合は、小学校、中学校とも約11%です。 ○ 本市では、就学援助費は、児童・生徒が学校に就学する上で必要である経費を支援していくものと考えています。 ○ 支給している就学援助費の品目は、①学用品費、②通学用品費、③入学準備金(新入学学用品費)、④校外活動費、⑤修学旅行費、⑥学校給食費、⑦めがね購入費、⑧中学生を対象とした体育用具費の8品目で、他の自治体の実施状況等を参考に対象品目を決定し、予算要求しています。 ○ 部活動は、学校が編成した教育課程に基づく授業以外に学校がその責任と指導体制の下に計画し実施する教育活動ではありますが、授業以外の活動となり必修ではありません。 ○ 部活動が授業以外の活動となり、県内の多くの市で部活動にかかる費用を就学援助の対象品目としていないことなどから、本市においても援助することは、現時点では優先度が低いと考えています。
7	荻野 貴文 議員 (3日目2番)	<p>発言の主題1 いせはらの未来に向けたアート（芸術）政策について (社会教育課)</p> <p>(1) アートに関する相談窓口や助成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ まず始めに、アートについての一般的な定義は、人間の創造から発した、あらゆる分野の表現で、人間の感性と想像力が生み出すものの総称で、分野では絵画、版画・彫刻などの造形や、書、写真、陶工芸などの美術部門、また身体表現の分野では舞踊や歌謡、あるいは、演劇や文学など、その範囲は多岐にわたり、人の感性や感情を刺激する、思考や対話をするための、あらゆる分野の表現活動全般を指すものとも認識しています。 ○ 国では、少子高齢化の進展やICT化の進展など、社会状況が大きく変化する中で、観光やまちづくりとの連携を視野に入れた総合的な文化芸術政策の展開がより一層求められるようになったことから、平成29年に「文化芸術振興基本法」

	<p>が「文化芸術基本法」と改められ、地方公共団体の責務として「法の基本理念にのっとり、文化芸術に関し、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する」とされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市においても、市民の芸術活動への積極的な参加を促し、その成果の発表と鑑賞の場を提供することが重要であるとの認識の下、これまで社会教育が主体となって、広く市民から作品を募り、優れた作品を多くの人に鑑賞していただく場として「いせはら市展」や「市民文化祭」、また伊勢原にゆかりのある芸術家の発表の場として「市民音楽会」、「美術協会展」等を開催していることなどから、ご質問のアート、芸術に関する一義的な相談窓口、芸術文化の振興については、社会教育課が担うことになっています。 ○ 芸術文化活動に対する助成についてですが、「いせはら市展」では、実行委員会に交付金を、「市民文化祭」、「美術協会展」、「市民音楽会」では、各関係団体に委託金を交付しております。 ○ アート、芸術文化活動の振興は、一人ひとりが、生きがいをもって充実した豊かな人生を送るための選択肢の一つとして重要な役割を果たすと認識しております、そのためには現在の芸術文化活動の水準の向上と併せて、制作・発表活動に気軽に参加できる環境づくりにも取り組んでいく必要があると認識しております。 <p><u>(2) アートと学校教育の現状について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アート・芸術文化活動の意義、役割は、子どもの感性を育み創造性を養っていくという観点からも重要な役割を担っております、数多くの芸術作品を鑑賞すること等で、既成概念にとらわれない柔軟な思考力を養うことにつながると言われています。 ○ 創造性は、学業のみならず、将来の仕事や人生でも必要不可欠な資質となり、未来を担う子どもたちの教育におけるアート・芸術文化の果たす役割は大きな可能性があると考えています。 ○ 学校教育現場では、美術の教科で、子ども一人ひとりが自分の心情や考えを生き生きとイメージし、造形的に具体化する表現活動、また自分の見方や感じ方を大切にしながら、作者の心情や表現の意図と工夫について考え、ものや自然の造形などを、自分の目や体で直接、主体的に感じ取ることを目的とした鑑賞等の授業を行っており、こうしたことを通じて、先ほど申し上げた「感性を育み柔軟な思考力を養う」ことに繋がるものと考えています。 ○ また、本市には、これまでにご寄贈いただいた、多くの芸術作品があります。 ○ 今後は、こうした作品を授業や部活動の時間に、子どもたちが身近に触れるができる機会を設ける等、新たな取り組みも検討していきたいと考えています。 <p><u>(3) 地域経済のためにアートをどのように活用しているかについて</u></p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、地域の自然、歴史や伝統に基づく地域の独自性、地域の魅力をアートとして表現することで、地域固有の文化が顕在化され、地域や地域産業の競争力の基盤の一つになると期待されています。 ○ また、アートが制作される過程で生まれる多様な利害関係者の交流が地域コミュニティの活性化に寄与すること、作品を通して地域文化が広く認知されること、さらに各種イベントの開催等によって地域経済への波及効果があることなどが広く認知されています。 ○ 一般的にアートが地域にもたらす価値は3つあるとされています。 ○ 1つ目は「アートの本質的価値」で、美術的価値や人に感動を与える力、2つめは「社会的価値」で、教育的効果、コミュニティの形成、強化、3つ目に「経済的効果」として、経済波及、にぎわいの創出、地域のブランディングです。 ○ こうしたアートがもたらす影響力を、今後の地域、地域経済の活性化につなげるような、より具体的な取組が必要であると考えています。 ○ 本市においても、これまで地域の資源をアートとして活用した事例があります。 ○ 例えば、大山阿夫利神社で夏に開催されている「大山絵とうろうまつり」では、地元の小中学生や地域の方たちが制作した数多くのとうろうに 灯りがともされ、また、大山の紅葉時期には、伊勢原ゆかりの芸術家が制作した絵とうろうの展示など、アートと地域資源が融合した新たな試みも始まりました。 ○ この他、本市には、日向石や大山こま、日本遺産を形づくる多くの有形、無形の文化財など、これまでアート、芸術文化に積極的に活用されてこなかった地域資源が豊富にあります。 ○ 今後は、地域経済への波及効果も意識しながら、こうした数々の地域資源をアート、芸術文化という切り口での活用を図るべく関係各所と連携を強化していくきたいと考えています。 <p>【再質問】</p> <p>● <u>アートを通じた空き家活用について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アート、芸術文化活動については、その成果を発表する場、さらには鑑賞する機会を創出することで、芸術文化活動の活性化のみならず、地域コミュニティへの寄与、地域経済への波及効果も期待できます。 ○ そうした場の創出に、空き家等を活用してはどうかというご提案ですが、駅周辺の整備と活用及び空き家、空き店舗等の活用は、他自治体でも同様の取り組み事例があるように、様々な効果が期待できる手法であると認識しております、今後、どのような活用方法が可能か、行政としてどのような関わりができるか、関係部署、関係機関とも連携を図っていきたいと考えています。
--	---

No.	質問者	答弁の概要
8	岸 圭介 議員 (3日目3番)	<p>発言の主題1 化学物質過敏症（香害）の児童・生徒はいるのではないか（学校教育課）</p> <p>(1) <u>化学物質過敏症（香害）の認知度が不足しているため、体調不良の原因が化学物質なのに、適切な対処ができるない可能性がある。児童・生徒の健康調査をするべきではないか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校保健安全法第13条の規定に基づき、小中学校では、毎学年、定期に健康診断を行っています。 ○ 検査の項目は、同法施行規則に規定されている①身長及び体重、②栄養状態、③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、④視力及び聴力、⑤眼の疾病及び異常の有無、⑥耳鼻咽頭疾患及び皮膚疾患の有無、⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無、⑧結核の有無、⑨心臓の疾病及び異常の有無、⑩尿、⑪その他の疾病及び異常の有無で、教育委員会が委嘱している学校嘱託医等が健康診断により検査しています。 ○ また、同法第6条の規定に基づき、毎年、環境衛生検査を実施し、文部科学大臣が定める学校環境衛生基準に照らして学校の適切な環境の維持に努めています。 ○ 文部科学大臣が定める学校環境衛生基準は、①教室等の環境に係る基準、②飲料水等の水質及び施設・設備に係る基準、③学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る基準、④水泳プールに係る基準、⑤日常における環境衛生に係る基準の5つから構成されており、学校嘱託薬剤師の協力を得て実施しています。 ○ 学校環境衛生基準の中には、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の基準等が示されており、これに基づいて検査を実施しています。 ○ その他の化学物質については、基準に規定されていないことから環境衛生検査を実施する予定はありません。 ○ なお、小中学校では、毎年、保健調査票を各家庭に提出いただき、保護者が児童・生徒の健康面で学校に知らせておきたいことや心配なこと等の把握に努めており、引き続き健康観察に注意していきます。 <p>発言の主題2 P T A入会の意思確認はできているのか（社会教育課）</p> <p>(1) <u>PTAは任意団体であることを、各小中学校はどのように保護者に知らせているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各小中学校では、主に新入生保護者会や在校生保護者会、PTA総会の場で、PTAは任意団体で、任意加入による活動であることを説明しております。 <p>(2) <u>各小中学校は、入会の意思確認をしているのか。どのような確認方法か。</u></p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○ PTAへの加入の意思確認については、書面による入会の意思確認をしている学校は1校、その他の学校では、保護者会や総会等の場で、PTA活動の趣旨について説明しながら、入会について支障がある場合に申し出をしていただく方法により、PTA活動に協力いただいている。 ○ 任意加入であることについては、全ての保護者に十分に理解されていない等の課題があること、また入会の意思確認の方法についても、口頭による意思確認の確認にとどまっていることなど、これまでの意思確認の方法が適切であるかといった課題があると改めて認識したことから、今後、保護者に対してPTA活動や加入の意思確認に誤解が生じることがないよう各学校、PTAと協議していきたいと考えています。 ○ これから学校運営には、これまで以上に地域の皆様の参画・協力が求められており、そのためにもPTAは地域と保護者、学校をつなげる重要な役割を担っていただく必要があります。 ○ 教育委員会としては、PTA活動の目的と趣旨を理解していただき、積極的に参画していただきたいと考えておりますし、そのためにもPTA活動が過度の負担にならないような工夫、入会にあたって誤解が生じることがないよう保護者に対して十分に説明するよう、各PTAに働きかけていきたいと考えています。
	<p>(3) <u>教育委員会は、各小中学校に、PTA入会の意思確認が必要だという通知を出しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会では、各小中学校のPTA会長と校長に対して神奈川県教育委員会生涯学習課から発出される「PTA加入における留意について」の通知を送付し、その中でPTAは自主団体で任意加入であり、加入については保護者の自由意思であることに留意いただくよう依頼しております。 ○ こうした依頼をしているものの、現時点では各学校での意思確認の方法が異なる状況にあることから、今後、PTA会長、学校長と協議しながら適切に執行していただくよう働きかけていきたいと考えています。

発言の主題3 中学校給食は選択制で良いのか（学校教育課）

- (1) 現在の中学校給食は食育基本法の趣旨に沿っていると考えているか。
- 食育基本法の目的は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進することが喫緊な課題となっていることを鑑み、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することとされています。
 - また、同法では、市町村の区域における食育の推進に関して、食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、食育推

	<p>進会議を置くことができることとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長部局が設置する食育推進会議が、今後目指すところについては、現在の第4次伊勢原市食育推進計画の基本理念に基づく食育目標を達成するため、基本施策内で実施する主な取組についての、調査、研究、評価、検証などを行っていくものとなっています。 ○ 特に中学生を対象とした食育については、第4次伊勢原市食育推進計画では、食育目標2「若い世代も食への意識を高めよう」において、小中学校で家庭・地域との連携をとりながら、朝食欠食や生活リズム、栄養バランス等の改善のための食育に取り組んでいます。 ○ また、食育目標3「食育で生活習慣病の予防をめざそう」において、主食・主菜・副菜をそろえた健全な食生活の推進として、小中学生の給食時間等における食育を進めています。 ○ 中学校給食は、学校給食法に基づき実施しています。 ○ 学校給食法では、①適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、②日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと、③学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと、④食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと、⑤食生活が食にかかる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと、⑥我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること、⑦食料の生産、流通及び消費について正しい理解に導くこと等の目標が達成されるように努めることとされています。 ○ 中学校給食の献立の作成等は、市の栄養士が責任を持って行い、何よりも安全を第一に考え、十分な栄養バランスや生徒の嗜好、さらには経費等に配慮したものとしています。 ○ 給食時間には、食育メモを給食と一緒に配る等の工夫をして、食育に努めています。 ○ また、思春期食育事業として、中学2年生を対象に骨量測定を実施し、その際、生徒自らが望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるように、栄養教育の授業を実施しています。 ○ 本市の中学校給食は、学校給食法に則るとともに、食育基本法や食育計画に沿ったかたちで運用していると考えています。 <p>(2) <u>中学校給食を選択制にしたことについて、市の評価を問う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年4月から全校で実施した中学校給食の導入の背景は、核家族化に加え、女性の社会進出が進む中、毎日子どもたちの弁当を作ることが負担となっている保護者が増え、子育て支援の観点からも中学校における完全給食の早期実施の必要性が高まっていました。 ○ また、完全給食を導入することで、子どもたちにミルクに加えて主食と副食も提供でき、就学援助の対象家庭に対して
--	--

	<p>は給食費を助成することができるので、いわゆる貧困対策の観点からも、中学校における完全給食の早期実施が必要でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ このようなことから、子どもたちの心身の健全な発達や望ましい食生活の形成、食に関する理解等、給食を通じた食育の推進の重要性から、中学校においても栄養バランスのとれた完全給食を導入しました。 ○ 中学校給食導入の目的である食育の推進、保護者負担の軽減、貧困対策の充実を図る等、これらを十分に踏まえた上で、最少の経費で最大の効果を求めるため、配膳の手間がなく、施設改修が最小限で済むなどの理由から、早期に給食を導入できることを重視し、デリバリー方式を導入することとした。 ○ デリバリー方式で給食を導入するにあたっては、アレルギー体質等で弁当が必要な生徒がいることや、保護者の中には、「中学校時代の家庭弁当は親子の関わりを持つ大切な方法のひとつで、弁当を通じて子どもとの関わりを持ち続けたいとの思い」等も少なからずあるものと考え、配慮が必要でした。 ○ このような家庭弁当が持つ親子のふれあい等を大切にした教育的効果も食育と考えられることから、給食を利用するか、家庭弁当にするかを選択できる「選択制」とすることとした経緯があります。 ○ 市の評価は、最小の経費で最大の効果を求めるため、施設改修が最小限で済み、早期に給食を導入できたことは一定の成果があったものと認識しています。 ○ 当面は、現行方式により運用してまいりますが、今後検討する予定の学校の適正規模・適正配置の方針、学校施設個別施設計画との整合等を踏まえながら、自校方式、センター方式など様々な手法について、給食の安全性の確保を前提に、費用対効果等を検証し、給食の提供のあり方を検討してまいりたいと考えています。 ○ 次に、令和3年度に民間事業者に支払った金額と、令和3年度に自校方式で運営している小学校給食費にかかった金額について、中学校給食事業費の委託料の決算額は1億98万1千円、小学校給食費の決算額は1億4,737万3千円です。 ○ なお、小学校給食費の決算額には、給食調理員の人件費は含めていません。 <p><u>(3) 選択制から全員喫食に変えている自治体が増えていることについて、市の考えを問う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の中学校給食の実施状況は、現在、政令市を除いた16市中14市で給食を実施しています。 ○ このうち、中学校の調理場や民間を含めた共同調理場で調理を行い、食缶から食器に配膳した給食、いわゆる食缶方式で給食を提供している市が9市で、この9市は全員喫食となります。 ○ 残りの5市は、選択制のランチボックス方式による給食です。
--	---

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、食缶方式で給食を提供している市のうち、以前にランチボックス方式で給食を提供していた市があることや、来年度、ランチボックス方式から食缶方式に移行する市があることは承知しています。 ○ 本市では、今後検討する予定の、学校の適正規模・適正配置の方針、学校施設個別施設計画との整合等を踏まえながら、自校方式、センター方式、親子方式など様々な手法について、給食の安全性の確保を前提に、費用対効果等を検証し、給食の提供のあり方を検討してまいりたいと考えています。
No.	質問者	答弁の概要
9	川添 康大 議員 (3日目4番)	<p>発言の主題2 学校図書館の充実について（教育指導課）</p> <p>(1) 学校図書館図書標準達成率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館図書標準については、文部科学省によって、学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年3月に定められたものです。 ○ 本市の小中学校図書館における学校図書館図書標準に照らした達成状況は、小学校で約101%、中学校で約93%であり、小学校は学校図書館図書標準を超えていました。 ○ 今年度はじめて小学校において、学校図書館図書標準に照らした、現在の学校図書館の蔵書数の割合が100%を超えるました。中学校においても学校図書館図書標準を達成できるように努めています。 <p>(2) 学校司書の配置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在、学校司書の配置には至っておりませんが、各小中学校への学校図書館整備員の派遣日数を平成31年度より徐々に増やし、1校当たり月に1, 2回程度、年間20回派遣しています。 ○ 図書館整備員は、図書の分類や整理、修理等を行うとともに、図書の配架を工夫するなど、児童生徒の読書活動や学習活動の促進を図っています。 ○ 今後も、配置日数の拡大や学校司書の配置に向けて取り組んでいきます。 <p>(3) 学校図書の更新状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 図書の更新につきましては、年度当初に実施している学校経営研修会において、各学校の学校図書館図書標準を示しており、各学校の担当者がそれを念頭に置いて計画的に更新しています。今年度購入した蔵書数は学校規模で前後しますが、各校200冊程度になっています。年度末には、古くなった図書等を廃棄し、毎年図書の入れ替えを行っています。引き続き、図書の計画的な整備を進めます。 <p><再質問></p> <p>● 学校図書館図書の選定と廃棄の基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館図書の選定と廃棄の基準については、現在、選

		<p>定基準と廃棄基準の段階の策定はしていませんが、図書選定については児童生徒の学習活動や教養、趣味、レクリエーション等に役立つ図書を選定するため、新刊を含む図書の展示会を毎年行っており、担当の教員を中心に実際に業者の説明を聞く機会等をもうけています。新しい図鑑や学習に必要なもの、それぞれの児童の発達段階に合わせたもの等、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるように本の紹介を学校に向けて行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館図書の廃棄基準については、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点から司書教諭や図書担当教諭、学校図書館整備員を中心に適切な廃棄・更新に努めているところです。 <p>● <u>蔵書の把握について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度当初に実施している学校経営研修会において、各学校の学校図書館図書標準を示しており、各学校の担当者がそれをもとに計画的に更新し図書を把握しています。 <p>● <u>バーコードについて</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館図書に添付しているバーコードについては、一部の学校で平成23年度から取り組みはじめ、現在、学校図書館のすべての図書にバーコードを添付しています。図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、学校図書館のデータベース化を図れるように準備しているものです。 <p>● <u>データベース化におけるシステムを入れたときの費用について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校図書館のデータベース化におけるシステム導入の費用の試算については、書誌データの使用料、蔵書データ作成や機器の導入、システムを実働させるための研修等、全ての市内小中学校に導入した場合、総額3,800万円程度かかる見込みです。
--	--	---

伊勢原市学校給食費に関する条例案に係るパブリックコメントについて

1 概要

伊勢原市立小学校において実施している学校給食に係る学校給食費は、各小学校において私会計により管理しているところですが、学校給食費の徴収、未納者への督促、食材業者への支払等の様々な事務があり、教職員の負担となっています。

また、学校給食費は、原則、口座振替により徴収していますが、口座振替手数料の軽減のため各小学校が指定する金融機関の支店に保護者が口座を開設する必要があるなど、これまで利便性の面で課題がありました。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革の取組の推進、保護者の利便性の向上を図るため、学校給食費の管理に関する業務を学校ではなく市が担い、学校給食に要する経費を一般会計歳入歳出予算に計上して公会計により管理していくに当たり学校給食費に関して必要な事務を定める条例を制定するものです。

2 条例案の構成と概要

趣旨	本条例の趣旨として、学校給食法の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費に関し必要な事項を定めることを規定します。
定義	本条例における用語について定義します。 ・学校給食とは　・学校給食費とは　・保護者等とは
学校給食費の徴収等	市長が保護者等から学校給食費を徴収すること、保護者等が負担すべき学校給食費の額並びに納付の方法及び期限を別に定める規則に規定することを規定します。
学校給食費の減免	市長が特別の理由があると認めるときは、保護者等が負担すべき学校給食費を減額又は免除することができることを規定します。
委任	保護者に準ずる者、必要な手続、学校給食費の額、学校給食費の徴収等、学校給食費の減免、学校給食費の還付等、必要な事項については、別に定める規則に規定します。

3 今後のスケジュール

令和6年5月1日～5月31日	パブリックコメントの実施
8月	市議会9月定例会に条例案等を上程
9月	条例の公布
令和7年4月	条例の施行（公会計による管理の開始）

【資料3】

令和6年度の伊勢原市教科書採択検討委員会について

令和6年4月 教育指導課

	採 択 事 務 関 係	教科書採択に係る教育委員会議関係
4月		伊勢原市教育委員会議4月定例会
5月	第1回伊勢原市教科用図書採択検討委員会 調査員会	伊勢原市教育委員会議5月定例会
6月	6/14(金)～7/4(木) [14日間] 9:30～16:50 ※日曜日・月曜日、7月3日(水)を除く 教科書展示会 伊勢原市立子ども科学館	伊勢原市教育委員会議6月定例会
7月	第2回伊勢原市教科用図書採択検討委員会	伊勢原市教育委員会議7月定例会 「令和7年度使用教科用図書」採択

	学習指導要領	小学校教科書	小学校道德	中学校教科書	中学校道德	特別支援学級
29年度			採択		検定	
30年度		検定(採択)	使用開始		採択	
31年度		採択(使用開始)		検定(採択)	使用開始	児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性等に鑑み、毎年採択。
R2年度	小で全面実施	使用開始		採択(使用開始)		
R3年度	中で全面実施			使用開始		
R4年度		検定				(学校教育法附則第9条による)
R5年度		採択		検定		
R6年度		使用開始		採択		
R7年度				使用開始		

伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として、伊勢原市教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、教育委員会が行う教科用図書採択に係る必要な事項の調査研究及び協議を行い、その内容を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、12名以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 小・中学校長の代表者
- (2) 小・中学校に設置されている教育研究会の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 小・中学校教員の代表者
- (5) 教育委員会事務局の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は、教育委員会が委嘱又は任命し、その任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第4条 委員の謝礼は、前条第1項第3号に規定する者に限り、予算の範囲内で支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 第2項の委員の互選は、災害の発生等により委員が会することが困難な場合、書面で委員の意見を聴いて行うことができる。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要的都度委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第6条の2 委員長は、災害の発生等により検討委員会の会議を開催することが困難な場合、書面で委員の意見を聴き、委員会の議決に代えること（以下「書面議決」という。）ができるものとする。

2 委員長は、書面議決を行う場合、返信期日を指定し、議案書及び書面表決書等を全委員に送付する

- 3 期日内に委員の過半数からの返信をもって会議が開催されたものとし、委員は返信をもつて会議に出席したものとする。
- 4 書面表決書は一議案毎に賛成又は反対を明らかにするように実施し、委員の署名又は捺印がないものは無効とする。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
(教育委員の出席)

第7条 教育委員は、教科用図書採択の参考とするため、委員長の許可を得て、検討委員会に出席することができる。

(調査員)

第8条 検討委員会に、必要に応じて調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、学校教育に関し豊かな経験を有する者のうちから、委員長が委嘱する。
- 3 調査員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。
- 4 調査員は、神奈川県教育委員会から提示された資料その他を参考に、教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成の上、検討委員会に報告する。
- 5 前項の調査研究は、当分の間、平塚市、秦野市、大磯町及び二宮町と協力して行うものとする。

(委員等の公正の確保)

第9条 委員及び調査員には、教科用図書採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者をもって充てる。

- 2 委員及び調査員が前項に反するに至ったときは、その任を解くものとする。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教科用図書採択事務主管課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初の検討委員会の会議は、第4条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。

【資料 4】

「令和 5 年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」結果について

令和 6 年 4 月 23 日

教育指導課

1 調査結果の概要

- 令和 5 年度間における体罰の実態把握に関して、令和 6 年 1 月、伊勢原市立小中学校の全教職員及び全児童生徒（保護者）を対象に標記調査を実施し、その後、詳細な事実関係の確認を行ったところ、結果は次のとおり。

体罰事案 なし

- 他、体罰に当たると認められない事案についても、より適切な指導に努めるよう当該校の校長を通じて当該教職員への指導を行った。

2 調査実施後の対応

- 令和 6 年 3 月 4 日（月）、市校長会において次の内容を実施した。
 - ・ 本調査の経過及び結果の詳細について説明し、体罰の防止及び児童生徒指導の充実について、引き続きの取組を要請
 - ・ 児童生徒や保護者がいつでも相談できる機関について、改めての周知を依頼
- 今後、各学校及び市教委が行う各種の会議や研修会等において、本調査結果や「体罰防止ガイドライン（神奈川県教委 H25.7）」等を活用し、引き続き全教職員に対し、体罰防止及び児童生徒指導の充実について徹底を図る。

教育センター指定課題別調査研究部会の研究成果物について**1 作成及び配付のねらい**

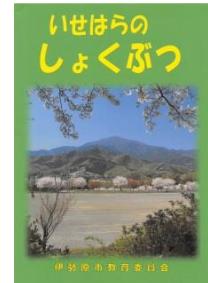
伊勢原市の地域に根ざした教材を作成して小中学校の授業で活用することにより、伊勢原市に対する児童生徒の理解を深める。

2 研究成果物**(1) 小学校生活科・理科副読本「いせはらのしょくぶつ」**

作成：伊勢原の自然に関する研究部会

配付対象：小学校1年生

「いせはらのしょくぶつ」について春・夏・秋・冬の季節ごとに「見る」「遊ぶ」「食べる」でまとめている。草花の自然の様子や活動の様子がわかりやすいように、写真やイラストが入っている。

**(2) 小学校社会科副読本「いせはら」**

作成：小学校社会科副読本作成に関する研究部会

配付対象：小学校3年生

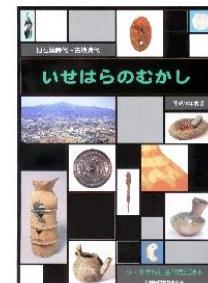
伊勢原市の土地の様子、人々の暮らしやその移り変わりなどについて、カラー写真やグラフ、絵地図などの資料を多く取り入れて構成している。平成28年4月に、江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～というストーリーが日本遺産に認定されたため、平成29年度配付版から、関連ページを入れている。変化があった部分について、改訂を行った。

**(3) 小・中学校社会科歴史読本****「いせはらのむかし 旧石器時代～古墳時代」**

作成：地域歴史教材に関する研究部会

配付対象：小学校6年生

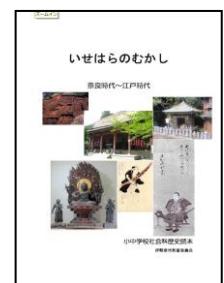
旧石器時代から古墳時代の「いせはら」の自然環境、地形、暮らしなどを、遺跡などの写真資料を取り入れて説明している。

**(4) 小・中学校社会科歴史読本****「いせはらのむかし 奈良時代～江戸時代」**

作成：地域歴史教材に関する研究部会

配付対象：小学校6年生

奈良時代から江戸時代の伊勢原の主な出来事、活躍した人物、暮らしなどについて、写真資料を取り入れて説明している。

**3 研究成果物の教育センターWEBサイトへの掲載**

研究成果物は、教育センターのWEBサイトに掲載し、教職員へ活用を勧めている。

アドレス <https://kyouiku-c.isehara.ed.jp/>

第35回伊勢原市民音楽会 実施報告

1 開催日時	令和6年3月3日（日） 午後1時30分～3時30分（開場は午後1時～）
2 開催場所	伊勢原市民文化会館 大ホール
3 出演者	29人（伊勢原市音楽家協会会員等）
4 参加者数	740人 ・入場者 695人 ・出演者 29人 ・その他 16人（会場ボランティア・職員・協会員）
	第34回 492人 445人 35人 12人

5 実施後アンケートの主な感想

○アンケート322件中 ※その他意見等（17件）を除く。

- 樂しかった 303件
- 樂しくなかった 1件

〈市民音楽会の開催について〉

- ・毎年このような音楽会を開催していただいていることを、大変嬉しく思っております。高齢になっても来場したいと思っております。
- ・子どもがピアノを習っているので、このような機会がとても嬉しいです。
- ・クラシックを聞く機会が少ないので、気軽に近場で参加できて嬉しく思います。
- ・「伊勢原市民」として「誇り」です。世界に羽ばたけ！！
- ・継続して頂けると嬉しいです。

〈演奏について〉

- ・久しぶりの生の交響楽団演奏でしたので、気持ちが良かったです。
- ・トランペットの曲を生で聞く機会があまりないので、貴重な体験でした。オケのバランスが良かったと思います。ピアノも聞き応えがあり良かったです。
- ・バラエティに富んだプログラムで、楽しく聴かせて頂きました。
- ・クオリティが高く、無料で楽しめるのはとても良かった。
- ・選曲もいいし、演奏も良かった。気持ちいい曲であった。
- ・ひさしぶりに音にふれて楽しかった。娘は、将来吹奏楽をやりたいそうです。
- ・最後のラデッキー行進曲がひきしまっていた。全てが良かった。
- ・会長さん、コンミス、指揮者、メンバーが比較的若い方になり、今後、増え期待ができると感じました。
- ・今回初めて聴きに来たのですが、有名な曲も多く良かったです。

第38回 伊勢原美術協会展 実施報告について

1 主 催 伊勢原市教育委員会 伊勢原美術協会

2 目 的 伊勢原美術協会会員の優れた作品を展示することにより、芸術・文化とふれあう機会を提供し、その普及を図ることを目的とする。

3 開催期間 令和6年3月4日(月)～3月10日(日)
午前9時～午後5時30分
(初日は午後5時まで、最終日は午後4時まで)

4 会 場 中央公民館 1階 展示ホール

5 展示内容 伊勢原美術協会会員及び会友等の作品
(絵画、版画、彫刻、陶芸)

6 参加者数

(単位：人)

	期 日	参加者数
1	3月 4日 (月)	140
2	3月 5日 (火)	154
3	3月 6日 (水)	111
4	3月 7日 (木)	166
5	3月 8日 (金)	136
6	3月 9日 (土)	149
7	3月 10日 (日)	164
	合 計	1,020

令和 6 年度伊勢原市教育委員会点検評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づく伊勢原市教育委員会点検評価の今年度の評価会議等の日程について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 53 年伊勢原市教育委員会規則第 9 号）第 2 条第 1 項第 8 号の規定により提案する。

令和 6 年 4 月 23 日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき実施する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に対する点検及び評価を適切に行うため。

令和6年度（令和5年度実施事業）伊勢原市教育委員会点検評価実施要領(案)

1 目的

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「法」という。)第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価(以下「点検評価」という。)を実施するにあたり、その内容及び実施方法について、点検評価の円滑な実施が図られるよう必要な事項を定めるものである。

2 実施主体

伊勢原市教育委員会

3 対象年度

令和5年度

4 対象事業

伊勢原市第3期教育振興基本計画実施計画に掲げる「主な取組」78の取組のうち、教育部所管である64の取組を対象事業とする。

5 実施方法

(1) 自己点検評価の実施

(ア) 事務局等による点検評価の実施

- ① 点検評価の対象となる事業を所管する所属において、当該事業の取組実績(Do)を明らかにし、その進捗状況、必要性、有効性の3つの視点から点検評価(Check)を行う。
- ② 点検評価の結果及び事業実施の上での課題を踏まえ、今後の取組の方向性等(Action)を明らかにする。

(イ) 教育委員による点検評価

事務局が実施した点検評価の結果を基に、教育委員による自己点検評価を実施するとともに、事業の内容や今後の取組方針に意見する。

(2) 学識経験者による点検評価

法第26条第2項の規定に基づき、教育に関する学識を有する者の知見を活用し、専門的な助言を得るとともに、点検評価の客観性及び市民の視点に立った点検評価を確保する。報告書の作成にあたっては、総括的な意見を依頼するものとする。

(3) 点検評価報告書(案)の作成

有識者による点検評価の結果による総括的な意見を加えた点検評価報告書(案)を調製する。

(4) 教育委員会議での審議

6 スケジュール

別紙「令和6年度(令和5年度実施事業) 伊勢原市教育委員会点検評価スケジュール」のとおり

7 点検評価の報告と公表

点検評価の結果は、市議会へ報告するとともに教育委員会ホームページ等により公表する。

8 点検評価の活用

点検評価の結果は、事業の改善及び予算編成等に活用する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、点検評価の実施について必要な事項は、別に定める。

令和6年度(令和5年度実施事業)伊勢原市教育委員会点検評価スケジュール

■ 4月23日(火)

教育委員会議 4月研究会

- ・ 令和6年度(令和5年度実施事業)教育委員会点検評価実施要領の議案上程

■ 5月上旬

各所属へ点検評価の依頼

■ 6月上旬

各所属の点検評価取りまとめ

■ 6月下旬

第1回点検評価会議開催通知及び資料の送付

■ 7月上旬

第1回点検評価会議

午後2時～午後4時 第〇委員会室

- ・ 教育長及び教育委員の意見、質疑
- ・ 教育長及び教育委員による意見を集約し、各所属へ修正等依頼

■ 7月下旬

第2回点検評価会議開催通知及び資料の送付

■ 8月上旬

第2回点検評価会議

午後2時～午後4時 第〇委員会室

- ・ 報告書(案)の確認
- ・ 報告書の調製
- ・ 外部委員へ点検評価報告書(案)に対する総括的な意見の依頼

■ 9月下旬

教育委員会議 9月定例会

- ・ 令和6年度(令和5年度実施事業)教育委員会点検評価報告書(案)の議案上程

■ 11月

部長会議

- ・ 令和6年度(令和5年度実施事業)教育委員会点検評価について報告

■ 11月下旬

議会全員協議会

- ・ 令和6年度(令和5年度実施事業)教育委員会点検評価について報告
- ・ 公表(H P・冊子配布)

議案第18号

伊勢原市文化財保護条例に基づく指定について

伊勢原市文化財保護条例（平成25年伊勢原市条例第13号）第8条に基づく文化財指定について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第14号の規定により提案する。

令和6年4月23日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

伊勢原市文化財保護条例第39条の規定に基づく伊勢原市文化財保護審議会からの答申を踏まえ、同条例第8条に基づく文化財指定を行いたいため。

令和6年 4月 4日

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人 殿

伊勢原市文化財保護審議会
会長 鈴木 良明

伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定について（答申）

令和6年3月19日付け伊教総第889号をもって、伊勢原市文化財保護条例（平成25年条例第13号）第39条の規定に基づく諮問がありました表記のことについて、次のとおり答申いたします。

[答申]

次の文化財については、伊勢原市指定文化財とするにふさわしいと評価します。

- 1 伊勢原市指定文化財候補
 - (1) 木造阿弥陀如来立像（宗教法人南蓮寺所蔵）
有形文化財（彫刻）として指定

伊勢原市指定文化財 指定答申書

指定文化財案件

1 名称 木造阿弥陀如来立像

2 種類 有形文化財（彫刻）

3 品数 1 軀

4 所在地 神奈川県伊勢原市下糟屋 2234 （南蓮寺）

5 所有者 宗教法人 南蓮寺 代表役員 福田 雅宏

6 指定文化財とする理由

本像は、平安時代後期に浄土教思想の高まりの中で生み出された、往生しようと願う人の臨終に浄土から迎えに来る姿をあらわした、来迎の姿の阿弥陀如来像である。髪の生え際から足元までの高さを三尺に整えた像高も、鎌倉時代初期には来迎形の阿弥陀如来像では最も一般的となり、「三尺阿弥陀」といわれるが、本像もその例である。

令和5年の調査研究により、やや大粒の螺髪、胸前に内衣をあらわす着衣形式や、やや素朴ともみえる装飾性の少ない堅実な作風などから、鎌倉時代前期、13世紀第2四半期頃の製作と考えられるに至った。

本像は南蓮寺の安土桃山時代の開創を遡る時代の製作であるが、上記にのべたような作風を勘案すると、周辺地域にあった鎌倉幕府と関係が深い寺院などに伝來した像であった可能性などを検討する必要がある。

現状では、表面が後世の修理の際の仕上げに覆われ、鑑賞をさまたげているが、将来は適切な修理を受けて、それらが除去され、造像当初に近い状態を回復することが望ましい。また、修理の際には、昭和56年当時の調査で記録されている納入文書、像内銘記などの確認も期待される。

以上のとおり、本像は製作が鎌倉時代前期に遡る、優れた仏像彫刻の作例として、歴史上かつ芸術上の高い価値を有し、伊勢原市指定文化財とするのが適当である。

伊教總第889号
令和6年3月19日

伊勢原市文化財保護審議会
会長 鈴木良明 殿

伊勢原市教育委員会
教育長 山口賢人



伊勢原市文化財保護条例に基づく指定について（諮問）

次の文化財を伊勢原市文化財保護条例（平成25年伊勢原市条例第13号）第8条の規定に基づく指定文化財とすることについて、同条例第39条の規定に基づき、伊勢原市文化財保護審議会に意見を求める。

伊勢原市指定文化財としたいもの

名称 木造阿弥陀如来立像（もくぞうあみだによらいりゅうぞう）
所有者 宗教法人南蓮寺 代表役員 福田 雅宏
種別 有形文化財（彫刻）

（事務担当は、教育委員会教育総務課文化財係）

伊勢原市文化財保護条例に基づく文化財の指定に係る諮問について

令和6年3月19日付けで、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条により、次の文化財を伊勢原市文化財保護条例第8条に定める伊勢原市指定文化財とすることについて、同条例第39条の3に基づき、伊勢原市文化財保護審議会へ諮問しましたので御報告します。

【指定候補の文化財】

1 再調査の経緯

市域の仏像等彫刻調査については、平成12年刊行の『伊勢原の仏像－仏像等彫刻調査報告書-』において成果をまとめ、公表した。しかし、市域の文化財のさらなる保存と活用を図るためにには、所有者、関係者の意向を踏まえながら、最新の研究成果に基づく追加調査を進め、歴史的評価の更新ならびに新たな指定・登録に向けた調書の作成について準備していく必要がある。

このことから、令和5年度仏像等彫刻調査において、昭和56年に調査を行っている南蓮寺の本尊 木造阿弥陀如来立像について、再調査を実施した。調査は、市内に所在する仏像彫刻に対し造詣が深く、仏像等の彫刻史に対する専門的知識及び技術を有する山本 勉氏及び同氏より推薦のあった3名に依頼した。

調査は、南蓮寺住職、檀家役員立会のもと令和5年6月26日に実施した。

2 名称 木造阿弥陀如来立像

3 種別 有形文化財（彫刻）

4 員数 1軀

5 所在地 神奈川県伊勢原市下糟屋 2234

6 所有者 宗教法人南蓮寺 代表役員 福田 雅宏

7 評価

本像は、昭和56年の調査では江戸時代の作とされていたが（『伊勢原の仏像』平成12年、伊勢原市教育委員会刊行）、今回の調査により、改めて次の点が明らかとなった。

（1）鎌倉時代初期に最も一般的な、髪の生え際から足元までの高さを三尺に整えた像高の「三尺阿弥陀」の一例である。

（2）やや大粒の螺髪や双曲線状を呈する衣文などの表現がありつつも、やや素朴ともみえる装飾性の少ない堅実な作風であることから、鎌倉時代前期（13世紀第2四半期）の製作である。

以上のことから、本像は製作が鎌倉時代前期にさかのぼる、優れた仏像彫刻の作例として、歴史上かつ芸術上の高い価値を有する。



像高 : 98.0 cm (三尺三寸三分)

材質 : 針葉樹

構造 : 割矧ぎ造り

金泥塗り・漆箔

玉眼嵌入